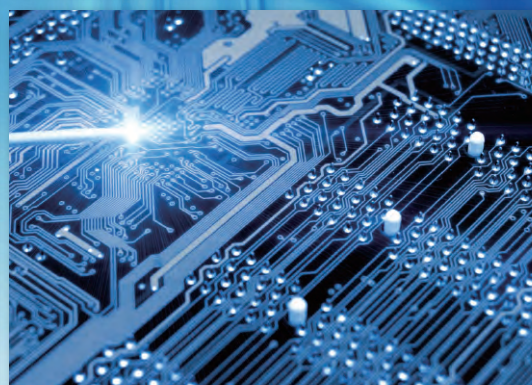


JEITA

下請法

遵守マニュアル

[五訂版]



2018年3月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
資材管理専門委員会

下請法遵守マニュアル

五訂版

2018年3月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
資材管理専門委員会

はじめに

電機、電子、情報通信分野は、自動車業界をはじめ多くの産業分野に部品・デバイス・モジュール・セット品、またこれらにかかわるソフトウェアなどを広く提供しており、これらの産業分野に大きな影響を与える基幹となる産業分野といえます。これらの部品等の製造等に関し、そのサプライチェーンは今や国内に限らず広くグローバルに多岐にわたり、供給関係にあると同時に、ときに相互に部品・セット品を共有することで競争関係となる場合もあるなど、複雑に輻輳しています。

現在の変化の激しい事業環境において、事業者は消費者・顧客満足に応えるために、その最高峰の技術と最善の努力を結実し、機能・品質の向上とコストダウンへの不断の努力を続けていくことが要請されます。そして、その厳しい競争に勝ち残るためには、下請取引先をはじめとする事業パートナーとは、共存共栄を前提とした WIN-WIN 関係にあり、相互に切磋琢磨する緊密なパートナー関係を構築していく必要があります。複雑な取引関係にあればこそ、その相互の関係構築の真価が問われることとなります。そこでは不公正な取引環境はもはや入り込む余地はないものと言えます。

本マニュアルは、昭和60年の初版発行以降、四半世紀以上にわたる当協会における下請法運用の研究成果を集大成したものです。事業活動において実際に直面する具体的な事象に即して、実務家の立場で下請法の見解を明らかにし、下請取引における公正な取引の確保へ貢献しようとするものです。

電機、電子、情報通信分野はもとより多くの産業分野において、法令を守り品質・性能の優れた製品を提供する、この当たり前のことが当たり前のように実践されること、更にはこれにより、多くの産業分野において事業者が社会の公器としての社会的責任を果たし、産業界全体が更なる発展を遂げること、本書がその一助になることを強く希望し、期待しています。

平成30年3月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
資材管理専門委員会
平成29年度主査 岸本 雅弘

本書のご利用にあたって

1. 作成の経緯

昭和60年に当協会（一般社団法人 電子情報技術産業協会（以下「JEITA」と略称します））の前身である社団法人 日本電子機械工業会の資材管理分科会により初版の「下請法遵守マニュアル」が執筆され、その後、追補版、改訂版、運用基準見直しマニュアル、三訂版、四訂版として版を重ねております。

平成15年の改正で新たに下請法の適用対象とされた情報成果物作成委託、役務提供委託について、改正直後においては実務運用が必ずしも明確ではなかったため解説が十分でないこと、その後の実務運用の中で新たな疑問点が浮かび上がり、それらに対する解釈・運用が明確化したこと、及び平成19年に経済産業省が公開した「業界別下請取引適正化ガイドライン（情報通信機器産業）」の策定過程における成果を踏まえ、四訂版を発行いたしました。

平成28年12月公正取引委員会及び中小企業庁は、法令の運用強化のため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」、「下請代金の支払手段について」の改正等を行いました。それに伴い経済産業省では「情報通信機器産業における下請適正取引等推進のためのガイドライン」の改訂、当協会では「未来志向型の取引慣行」実現に向けた適正取引推進のための「適正取引の推進とパートナーとの価値協創に向けた自主行動計画」を策定しました。このたび、それらの改訂内容や新たな行動計画を反映させた五訂版の出版に至りました。

2. 本書の構成

序説 : 下請取引のあり方

「下請法がいかなる法律であるか」 そのこころと性格を、民法・商法が定める取引秩序とのかかわりにおいて解説しています。

第1部：下請法の条文解説と留意事項

下請法の目的、法条文、下請法施行令、第3条及び第5条にかかわる公正取引委員会規則等について解説を行っています。

第2部：Q&A 及び ベストプラクティス事例

会員各社が実務のなかでその社内で質問を受けたり、取り扱ったりした200件以上におよぶ豊富な事例について解説を行っています。

第3部：下請代金支払遅延等防止法 遵守のための取組事例

当委員会16社(グループ)における公正な取引・下請法遵守のための取組内容について紹介しています。また、代表的な取組事例について紹介しました。

参考資料：下請法等関係する法令等について（一部は抄）、掲載しています。

3. 凡例

本書では次の例によります。

(1) 法令等

- ・「独占禁止法」又は「独禁法」
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
昭和 22 年 4 月 14 日 法律第 54 号
最終改正：平成 29 年 6 月 16 日 法律第 60 号
- ・「下請法」
下請代金支払遅延等防止法
昭和 31 年 6 月 1 日 法律第 120 号
最終改正：平成 21 年 6 月 10 日 法律第 51 号
- ・「下請法施行令」又は単に「施行令」
下請代金支払遅延等防止法施行令
平成 13 年 1 月 4 日 政令第 5 号
最終改正：平成 15 年 10 月 3 日 政令第 452 号
- ・「3 条規則」
下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則
平成 15 年 12 月 11 日 公正取引委員会規則第 7 号
最終改正：平成 21 年 6 月 19 日 公正取引委員会規則第 3 号
- ・「5 条規則」
下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則
平成 15 年 12 月 11 日 公正取引委員会規則第 8 号
最終改正：平成 21 年 6 月 19 日 公正取引委員会規則第 4 号
- ・「運用基準」
下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準
平成 15 年 12 月 11 日 公正取引委員会事務総長通達第 18 号
最終改正：平成 28 年 12 月 14 日 公正取引委員会事務総長通達第 15 号
- ・「振興法」
下請中小企業振興法
昭和 45 年 12 月 26 日 法律第 145 号
最終改正：平成 27 年 5 月 27 日 法律第 29 号
- ・「振興基準」
下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準
昭和 46 年 3 月 12 日 通商産業省告示第 82 号
最終改正：平成 28 年 12 月 14 日 経済産業省告示第 290 号

(2) 第 2 部 Q & A における質問者、取引内容

特に断りがない場合は、質問者は資本金基準を満たした「親事業者」の立場にあるものとします。また、対象としている取引の内容についても、特に断りがない場合は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託のいずれか一以上に該当しているものとします。

4. ご注意

本書の内容については十分な検討を行い、関係官庁の運用基準、指導等を反映したものとなるように正確性を期しておりますが、あくまで**業界におけるマニュアル**であり、**行政当局・司法機関の実際の指導内容・処罰内容を保証するものではありません**。また、当局の法解釈・運用が変化していくこともありえますので、この点ご留意ください。

目次

序説 下請取引のあり方	1
第1節 「下請取引」とは	3
第2節 「下請法のところ」と性格	3
第3節 下請法の適用範囲（下請法第2条）	3
第4節 下請法が定める規制事項	4
第5節 「契約内容」の明示と書面化：書面の交付（下請法第3条） 取引記録の作成保存（下請法第5条）	4
第6節 契約条件	4
第1項 「納得のいく」価格：買ったたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）	4
第2項 支払条件・締切制度：支払期日（下請法第2条の2） 支払遅延の禁止（第4条第2項）	4
第7節 契約の誠実な履行	5
第1項 仕様・検査方法の変更：返品禁止（下請法第4条第1項第4号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	5
第2項 注文の取消し：受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	5
第3項 受領期日の厳守：受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	5
第4項 受入検査（買主の検査義務）：返品禁止（下請法第4条第1項第4号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	5
第5項 支払：支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号） 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第4条第2項第2号） 下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号） 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第4条第2項第1号）	6
第8節 売主の「保証責任」：返品禁止（下請法第4条第1項第4号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	6
第9節 取引関係の悪用	6
第1部 下請法の条文解説と留意事項	7
1. 下請法の内容	9
1.1 下請法制定の趣旨	9
1.2 下請法の概要と特徴	9
2. 下請法の目的	12
3. 適用範囲	13
3.1 下請法の規制適用要件	13
3.2 取引の内容による適用範囲	18
3.3 資本金基準	38
3.4 「商社」を経由する取引	43

3.5 トンネル会社の規制	45
4. 親事業者の4つの義務	47
4.1 書面の交付義務	47
4.1.1 基本事項	48
4.1.2 電子データによる発注	57
4.1.3 生産情報の提供における注意事項	64
4.1.4 取引態様別の注意	65
4.2 支払期日を定める義務	66
4.3 書類の作成及び保存の義務	68
4.3.1 電子データによる記録の保存に関する税法上の問題	72
4.4 遅延利息の支払義務	73
5. 親事業者の11の禁止事項	74
5.1 受領拒否の禁止	74
5.2 下請代金の支払遅延の禁止	80
5.3 下請代金の減額の禁止	85
5.4 返品 of 禁止	92
5.5 買ったたきの禁止	95
5.6 購入・利用強制の禁止	97
5.7 報復措置の禁止	98
5.8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	99
5.9 割引困難な手形の交付の禁止	102
5.10 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	103
5.11 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	105
6. 報告、検査、勧告	107
6.1 中小企業庁長官の公正取引委員会に対する措置請求権	107
6.2 公正取引委員会の措置（勧告、公表等）	108
6.3 独占禁止法との関係	109
6.4 公正取引委員会等の権限	110
7. 罰 則	115
8. 関連事項	116
8.1 一括決済方式	116
8.2 電子記録債権による支払	121
8.3 サプライチェーンマネジメント（SCM）	123
8.3.1 ジャスト・イン・タイム生産方式実施上の留意点	123
8.4 コック方式	126
8.5 電子データによる記録の保存における税法上の留意点	126
9. コンプライアンス体制整備の重要性	128
9.1 体制の構築	128
9.1.1 基本的な考え方の再認識	128
9.1.2 組織の構築	128

9.1.3	ITの活用	129
9.2	コンプライアンス活動の推進	130
9.2.1	必要性	130
9.2.2	活動項目	130
9.3	下請法自主監査制度	131
9.3.1	目的	131
9.3.2	実施要領	131
第2部	Q&A及びベストプラクティス事例	133
第1章	下請法が適用される取引	135
第1節	取引内容による適用範囲（委託類型）	135
Q1	カタログ品・規格品	135
Q2	市販品	135
Q3	メーカー標準品に自社品番を付与	136
Q4	業界で一般的に使われている特殊仕様の薬品・ガス	136
Q5	修理、メンテナンス	136
Q6	ソフトウェア等情報成果物・情報処理	136
Q7	「データベース」の作成	137
Q8	コンサルティング	137
Q9	システムコンサルティングの委託類型	138
Q10	市場調査	138
Q11	情報成果物の外注	138
Q12	サービス・作業の提供	139
Q13	洗浄作業・製造現場における清掃	139
Q14	工程内運搬	139
Q15	検査業務	139
Q16	梱包作業	140
Q17	運送業特殊指定	140
Q18	返送修理のための運送	140
Q19	定額保守サービス	141
Q20	機械器具設置工事	141
Q21	家電品の設置	142
Q22	解体工事	142
Q23	建設工事	143
Q24	据付調整渡し	143
第2節	自家使用・自家消費	144
Q25	金型	144
Q26	開発・試作品	144
Q27	梱包材のリユース	144
Q28	店頭展示用モックアップ	145

Q 2 9	自家使用：自社カタログの頒布	145
Q 3 0	自社内消費物品	145
Q 3 1	自社設備修理用部品	146
Q 3 2	自社事務処理用ソフトウェアの開発	146
Q 3 3	自社事務処理用ソフトウェアの開発：非同種	146
Q 3 4	社内文書の翻訳	146
Q 3 5	自社が排出した産業廃棄物の処理	147
Q 3 6	外部認証の受査	147
Q 3 7	「業として行う」の意義：社内他事業所の実績	147
Q 3 8	「業として行う」の意義：異種のソフトウェア	147
Q 3 9	自社消費物品に関する子会社の製造実績	148
第 3 節	資本金基準	149
Q 4 0	大企業の子会社との取引	149
Q 4 1	大企業の会社分割によりできた子会社への委託	149
Q 4 2	大企業の保守修理サービス子会社への委託	149
Q 4 3	委託後の減資	149
Q 4 4	委託後の増資	150
第 4 節	企業等の属性	151
Q 4 5	内職	151
Q 4 6	日本国内にある外国企業の扱い	151
事例 4 7	ベストプラクティス事例 1 海外の事業者から国内の中小企業への委託	151
Q 4 8	事業譲渡し資本関係のなくなった企業への委託	152
Q 4 9	子会社間の取引	152
Q 5 0	グループ内会社との取引	153
Q 5 1	二以上の内容の同時委託	153
第 5 節	取引の経由ルート（商社）・トンネル会社	154
Q 5 2	商社経由取引	154
Q 5 3	「商社」による買置き	154
Q 5 4	トンネル会社：「経営を支配する子会社」の意義	155
Q 5 5	トンネル会社	155
Q 5 6	トンネル会社：「経営を支配する会社」の意義	156
第 2 章	下請法が定める規制事項	157
第 1 節	「契約内容」の明示と書面化	157
第 1 款	発注書面の交付：書面の交付義務（下請法第 3 条）	157
Q 5 7	書面交付義務	157
Q 5 8	3 条書面の交付時期	157
Q 5 9	F A X による注文書交付	157
Q 6 0	電磁的方法による取引	157
Q 6 1	電磁的取引における下請事業者による「注文書」印刷	158
Q 6 2	電磁的取引を行っている場合の「書面」の可否	158

Q 6 3	「指定納品書」の費用負担	158
Q 6 4	電子計算機のダウンに伴う書面の発行	158
Q 6 5	ペーパーレス発注	159
Q 6 6	価格未決を理由とする口頭発注	159
Q 6 7	「生産情報」・「フォーキャスト」	159
Q 6 8	納期指示帳票による注文	160
Q 6 9	事前交付文書と納期数量指示帳票の組合せによる注文	160
Q 7 0	内示書のみでの交付	160
Q 7 1	3条書面の記載項目：下請代金額	160
Q 7 2	単価表の引用による下請代金額の表示	161
Q 7 3	3条書面の記載項目：下請代金額：価格交渉遅延	161
Q 7 4	仕様確定の遅延を原因とする当初書面	161
Q 7 5	下請代金決定の困難さを原因とする当初書面	162
Q 7 6	補充書面の交付	162
Q 7 7	3条書面の記載項目：下請代金額：概算単価	162
Q 7 8	3条書面の記載項目：下請代金額：算定方法を採用する理由	163
Q 7 9	E D Iにおける算定式の表示方法	163
Q 8 0	機密保持のための発注仕様書の返却要請	163
第2款	取引記録の作成と保存：書類の作成・保存義務（下請法第5条）	164
Q 8 1	記録作成保存すべき項目	164
Q 8 2	記録の作成・保存の方法	165
Q 8 3	5条書類の保存期間	165
Q 8 4	電磁的記録：立入検査時に提示する記録	165
第3章	契約条件	166
第1節	「納得のいく」価格：買いたたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）	166
Q 8 5	通常支払われる対価	166
Q 8 6	指値	166
Q 8 7	指値	166
Q 8 8	一律値引き	166
Q 8 9	協力値引き	167
Q 9 0	協力値引き	167
Q 9 1	出精値引き	167
Q 9 2	仮想競合	167
Q 9 3	品質の違いを無視した価格比較：「品質のダブルスタンダード」	168
Q 9 4	見積り時からの状況変化による価格の見直し	168
Q 9 5	予約・内示の予定数量に満たない数量での生産中止	168
Q 9 6	エネルギーコスト（燃料費・電力料金）、原材料価格等の値上がり	169
事例97	ベストプラクティス事例5 原材料価格、燃料費、電力料金等の高騰への対応	169
事例98	ベストプラクティス事例6 環境管理コストの負担	170
Q 9 9	人件費単価の据置き	170

Q 1 0 0	親事業者原因による設計変更に伴う価格の見直し.....	170
Q 1 0 1	市場価格&生産性の向上.....	171
Q 1 0 2	習熟効果による価格の引下げ.....	171
Q 1 0 3	V A効果による価格の引下げ.....	172
Q 1 0 4	通い箱への変更.....	172
Q 1 0 5	短納期発注に伴うコスト.....	172
Q 1 0 6	多頻度小口納入に伴うコスト.....	172
Q 1 0 7	納入場所の変更に伴う価格の見直し.....	173
事例 1 0 8	ベストプラクティス事例 3 フェアな見積比較.....	174
事例 1 0 9	ベストプラクティス事例 4 製品単価の再設定.....	175
Q 1 1 0	補給品（保守用部品・補修用部品・サービスパーツ等）の生産コスト.....	175
Q 1 1 1	数年ぶりの手配.....	176
Q 1 1 2	対価の決定の方法の改善.....	177
第 2 節 支払条件.....		178
第 1 款 支払期日・締切制度：下請代金の支払期日を定める義務（下請法第 2 条の 2） 支払遅延の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 2 号） 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 2 号）.....		178
Q 1 1 3	支払期日の設定：月の大小.....	178
Q 1 1 4	検収締切制度.....	178
Q 1 1 5	支払制度.....	178
Q 1 1 6	支払期日の設定：据置期間.....	179
Q 1 1 7	支払期日の繰下げ：金融機関の休日.....	179
Q 1 1 8	下請事業者ごとに異なる支払条件.....	179
Q 1 1 9	ソフトウェアの保守サービス契約.....	179
第 2 款 支払手段：支払遅延の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 2 号） 割引困難な手形の交付の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 2 号）.....		180
Q 1 2 0	支払手段：郵便切手.....	180
Q 1 2 1	割引困難な手形.....	180
Q 1 2 2	手形サイト.....	180
Q 1 2 3	回し手形.....	181
Q 1 2 4	一括決済方式における金融機関の指定.....	181
事例 1 2 5	ベストプラクティス事例 現金支払化の推進.....	181
第 3 節 検査期間・検査基準：書面の交付（下請法第 3 条）.....		182
Q 1 2 6	検査期間の上限.....	182
Q 1 2 7	検査基準の合意.....	182
第 4 章 契約の誠実な履行.....		183
第 1 節 仕様・検査方法の変更：返品禁止（下請法第 4 条第 1 項第 4 号） 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）.....		183
Q 1 2 8	金型：部品図の差換え.....	183
Q 1 2 9	検査方法の変更.....	183

Q 1 3 0	金型の検収前の改造指示	184
第 2 節	注文の取消し：受領拒否の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 1 号）	
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）	185
Q 1 3 1	無理な納期の設定	185
Q 1 3 2	受注取消しを原因とする注文の取消し	185
Q 1 3 3	顧客による委託業務打切りを原因とする委託の取消し	185
Q 1 3 4	支給材料の遅延による下請作業の停止	186
Q 1 3 5	フォーキャストと実手配との数量の相違	186
Q 1 3 6	内示数量と確定数量の相違	187
Q 1 3 7	下請事業者からの受注キャンセルの申出	187
第 3 節	受領期日の厳守：受領拒否の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 1 号）	
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）	188
Q 1 3 8	庭先における受領拒否	188
Q 1 3 9	納品書の不添付	188
Q 1 4 0	納期の延期	188
Q 1 4 1	納期遅延の場合の受領義務の有無	188
Q 1 4 2	納期遅延に対する損害賠償請求	189
Q 1 4 3	過数量の納品	189
Q 1 4 4	早期納入	189
Q 1 4 5	早期納入：仮受領	190
Q 1 4 6	分納における早期納入	190
Q 1 4 7	指示せざる分納	190
Q 1 4 8	常駐形態における情報成果物の受領日	191
第 4 節	受入検査（買主の検査義務）：返品禁止（下請法第 4 条第 1 項第 4 号）	
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）	192
Q 1 4 9	検査基準	192
Q 1 5 0	合格ロット内から次工程で発見された不良品	193
Q 1 5 1	合格ロット中の不良サンプル	193
Q 1 5 2	検査業務の指導と検査省略	194
Q 1 5 3	納期遅延品の受領後の返品	194
Q 1 5 4	不良連絡の遅延	194
Q 1 5 5	返品費用	194
第 5 節	支払：支払遅延の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 2 号）	
	割引困難な手形の交付の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 2 号）	
	下請代金の減額の禁止（下請法第 4 条第 1 項第 3 号）	
	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（下請法第 4 条第 2 項第 1 号）	195
第 1 款	支払期日の前提となる「給付を受領した日」「役務の提供を受けた日」	195
Q 1 5 6	金型の給付受領の概念	195
Q 1 5 7	包括的修理サービス契約	195
Q 1 5 8	情報成果物作成委託における給付受領	196

Q 1 5 9	継続的な役務提供委託	196
Q 1 6 0	年間契約の役務提供委託	196
Q 1 6 1	完了報告書	196
第2款	支払遅延となるおそれのある事例	197
Q 1 6 2	給付受領日の虚偽	197
Q 1 6 3	分割納入	197
Q 1 6 4	「提出書類」の先行納入	197
Q 1 6 5	出来高払い	198
Q 1 6 6	光熱費等、後日確定する「実費」の精算と支払遅延	198
Q 1 6 7	納品書の不備	198
Q 1 6 8	預託倉庫（コック）方式	198
Q 1 6 9	金型費用の分割支払	199
Q 1 7 0	給付受領日の不実	199
Q 1 7 1	下請事業者の信用低下による手形の割引拒否	199
Q 1 7 2	当社のミスで検収漏れ	199
第3款	支払期日の遵守	200
Q 1 7 3	期日現金払い	200
Q 1 7 4	一括決済方式における決済日が銀行休日にあたった場合	200
第6節	約束金額の支払：下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）	201
Q 1 7 5	端数切捨て	201
Q 1 7 6	消費税等加算前の下請代金の端数切捨て	201
Q 1 7 7	割戻金：ボリュームディスカウント	201
Q 1 7 8	手形の交付に代えて現金とする場合の金利引き	201
Q 1 7 9	遡及値引き	202
Q 1 8 0	「単価引下げの合意が成立した日」	202
Q 1 8 1	検査費用の控除	202
Q 1 8 2	無検査と予定返品率による減額	203
Q 1 8 3	原材料費値下がり分の減額	203
Q 1 8 4	親事業者による手直費用の請求	204
Q 1 8 5	親事業者による手直しの費用算定基準	204
Q 1 8 6	納期遅延損害	204
Q 1 8 7	下請代金と売掛金との相殺	205
第7節	有償支給材料費の相殺：有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 （下請法第4条第2項第1号）	206
Q 1 8 8	下請事業者の希望により有償支給する場合	206
Q 1 8 9	下請事業者の要請による代理購入代金の決済	206
Q 1 9 0	有償支給材料代金の決済方法	206
Q 1 9 1	有償支給材料代金の支払手段：手形	207
Q 1 9 2	有償支給材料代金の決済時期	207
Q 1 9 3	相殺タイミング	207

Q 1 9 4	早期決済	207
Q 1 9 5	下請事業者が毀損・滅失した支給材料の相当費用・代金の徴収	208
第8節 売主の「保証責任」：返品禁止（下請法第4条第1項第4号）		
	不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（下請法第4条第2項第4号）	209
Q 1 9 6	隠れた瑕疵に対する対応	209
Q 1 9 7	消費者のもとで発見された不良品	210
Q 1 9 8	リール品における不良	210
Q 1 9 9	経時劣化	211
Q 2 0 0	隠れた瑕疵：メッキ洗浄	211
Q 2 0 1	大口発注における数量不足	211
Q 2 0 2	やり直し要求期間の延長	212
Q 2 0 3	やり直し期間の延長合意	212
第5章 取引関係の悪用 213		
第1節 相互取引：購入・利用強制の禁止（下請法第4条第1項第6号） 213		
Q 2 0 4	「自己の指定する物」	213
Q 2 0 5	「自己の指定する物」	213
Q 2 0 6	「強制」の意義	214
Q 2 0 7	E D Iに伴うプロバイダーの指定	214
Q 2 0 8	品質を理由とする生産・検査設備の指定	214
Q 2 0 9	I S O 14001取得の義務づけ	214
Q 2 1 0	自社製品の紹介	215
Q 2 1 1	縁故者優待販売	215
Q 2 1 2	マンションの購入依頼	215
第2節 経済的要求：不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3項） 216		
Q 2 1 3	契約外作業の要請	216
事例 2 1 4	ベストプラクティス事例 量産終了後の金型保管費用の負担	216
事例 2 1 5	ベストプラクティス事例 7 金型の保管・管理の適正化	217
Q 2 1 6	知的財産の無償提供の要請	217
事例 2 1 7	ベストプラクティス事例 8 金型の製造委託の中で下請事業者が著作等した 知的財産の使用	217
Q 2 1 8	無償サンプル	218
Q 2 1 9	親事業者責任のリコール費用の謂れなき負担	218
Q 2 2 0	納入業者の組織化とその会費の徴収	218
Q 2 2 1	量産中の金型	219
Q 2 2 2	量産終了の捉え方	219
Q 2 2 3	量産終了後の金型	220
Q 2 2 4	量産終了後の金型の扱いに関する取り決め	220
Q 2 2 5	補給品の注文が一定期間ない場合	221
Q 2 2 6	金型の無償保管の要請	221
第6章 その他の取引事例 222		

第1節 取引関係	222
事例227 ベストプラクティス事例9 VA (Value Analysis) 成果の配分	222
Q228 受注開発品で発生した知的財産権の帰属	222
Q229 共同開発成果の利用権限	223
Q230 下請事業者のノウハウの流用	223
事例231 ベストプラクティス事例10 情報セキュリティの要求と費用の負担	224
事例232 ベストプラクティス事例11 情報システムでの工夫	225
事例233 ベストプラクティス事例12 消費税の転嫁	225
事例234 ベストプラクティス事例2 正当な目的のためにのみ行う財務諸表の入手	226
Q235 外注先の絞込み	226
Q236 値上要求を原因とする取引の縮小	227
事例237 ベストプラクティス事例 eラーニングによるグループ会社全従業員への下請 法遵法教育	227
事例238 ベストプラクティス事例 グループ会社全体での啓発活動	227
事例239 ベストプラクティス事例 自治体との連携による中小工業社との協創	227
第7章 官庁による検査	228
Q240 書面調査	228
Q241 立入検査	228
Q242 電磁的記録の書面出力	228
第3部 下請代金支払遅延等防止法 遵守のための取組事例	229
1. 経済産業省・中小企業庁における取組	231
2. JEITAおよび電機・電子業界団体における取組	236
3. JEITA資材管理専門委員会メンバ各社における取組	247
取組事例(1)	248
取組事例(2)	260
取組事例(3)	264
参 考 資 料	265
資料1 下請代金支払遅延等防止法	267
資料2 下請代金支払遅延等防止法施行令	273
資料3 下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則	274
資料4 下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める 規則	277
資料5 下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に 関する規則	278
資料6 下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項	281
資料7 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準	284
資料8 下請代金の支払手段について	311

資料9	一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の運用について.....	313
資料10	一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について.....	314
資料11	電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について.....	316
資料12	電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について.....	317
資料13	消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方(抄).....	318
資料14	事業者等の活動に係る事前相談について(回答).....	321
資料15	下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて.....	325
資料16	下請中小企業振興法.....	326
資料17	下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準.....	334
資料18	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)(抄).....	344
資料19	不公正な取引方法.....	346
資料20	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法.....	348

【無断複写・複製禁止】

本書の内容の一部または全部を無断で複写・複製すること（コピーしたり、スキャナや複合機でPDFなどの電子ファイルにすること）は、法律で認められた場合を除き、著作権および出版者の権利の侵害となります。